

EBPMの基礎となるデータの利活用に 向けた共同研究の取組みについて

財務省

令和3年11月

国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究及び 輸出入申告データを活用した共同研究の概要について①

・背景

各府省庁が保有するデータについて公開することを原則とする「オープンデータ基本指針」等を踏まえ、保有する行政記録情報(税務データ／輸出入申告データ)を活用するために、「共同研究」の方式によって、データの整備と利活用を進めることとしている。

・目的

税務データについては、税・財政施策の改善・充実等に資する研究を行うことを目的とする。輸出入申告データについては、財務省の所掌に係る政策その他の内外経済に関する基礎的又は総合的な統計的研究を行うことを目的とする。

・共同研究者の公募

税務データは国税庁税務大学校、輸出入申告データは財務省財務総合政策研究所と共同研究を行う研究者を公募

・守秘義務

共同研究において利用する税務データ／輸出入申告データについては、秘密の保護が強く求められるものであることから、個票データ利用者は国家公務員に任用され(税務大学校客員教授／財務総合政策研究所客員研究官)、国家公務員法等に基づく守秘義務が課される。

国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究及び 輸出入申告データを活用した共同研究の概要について②

- ・共同研究において使用するデータ
研究内容に応じて、財務省／国税庁が使用するデータを指定

(使用データ項目の例)

税務データ: 収入、所得、所得控除、税額等

輸出入申告データ: 品目コード、インボイス価格、通貨コード、課税価格、関税課税
標準数量等

- ・今事務年度、主に学識経験者からなる有識者会議を各々設置し、行政記録情報利用に係るガイドライン等^(注)を決定。有識者会議は、研究者からの個別の利用申出について主として学術的な観点から審査を実施し、財務省／国税庁に意見。

(注)ガイドライン・利用規約において、個票データ等の利用に際しての基本原則(利用目的の確認、研究結果の公表における配慮、秘密の保護及び適正管理の確保等)、利用申出手続及び申出に関する審査・決定などについて規定

今後の予定① 国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究

令和3年6月 共同研究の概要を公表

9月 第1回国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究に関する有識者会議を開催(ガイドライン等、公募を行う研究テーマ※及び提供データ項目等について審議)

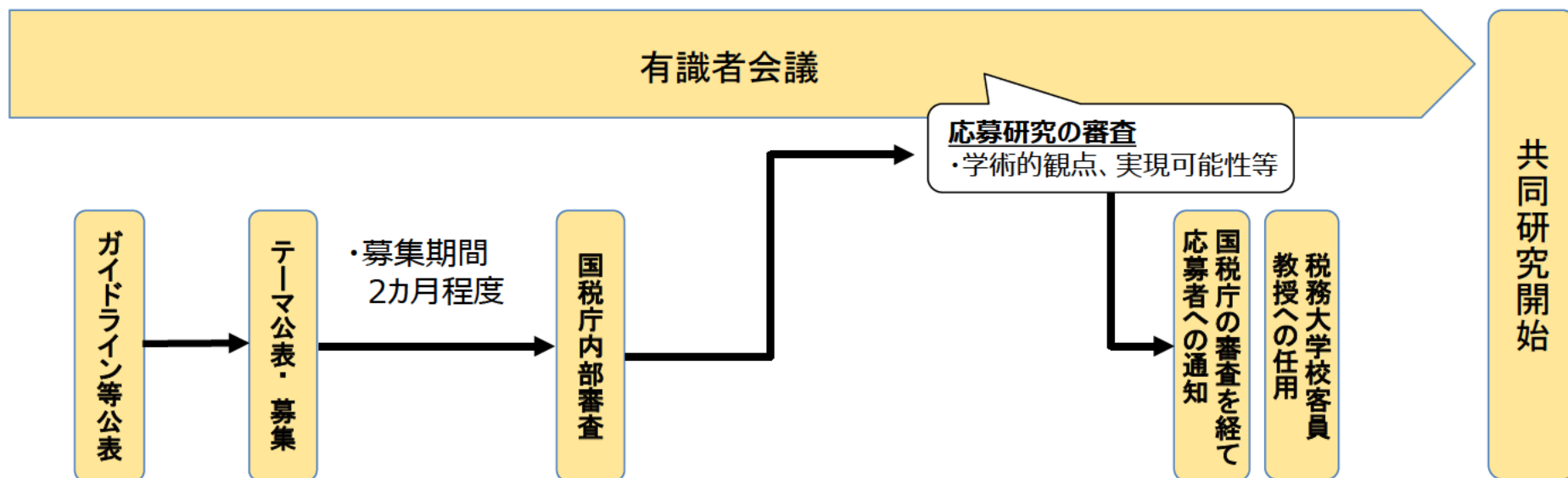
※①「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」第一表(A及びB)及び第三表を用いた定量的な分析

②「法人税申告書別表一(一)」(白色申告及び青色申告)を用いた定量的な分析

10月 ガイドライン等の公表

11月 共同研究の公募開始(11月上旬頃から12月下旬頃予定)

令和3年			令和4年			
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月



今後の予定② 輸出入申告データを活用した共同研究

令和3年6月 共同研究に関する意見募集

9月 第1回輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議を開催
(ガイドライン等、共同研究選定の審査基準及び公募を行う研究テーマ※共同研究に使用
できる輸出入申告データ等について審議)

※ ①国際貿易に関する研究(関税及び企業行動に関する分析を含む)

②その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究

ガイドライン等の公表

10月 共同研究の公募開始(10/4～11/30)

令和3年				令和4年	
9月	10月	11月	12月	1月	2月

